

地域密着型通所介護及び介護予防通所相当 サービス利用契約書

____様(以下「利用者」といいます。)と、社会福祉法人元気村(以下「事業者」といいます。)は、事業者が利用者に対して行う地域密着型通所介護又は介護予防通所相当サービス(以下「本サービス」といいます。)について、次のとおり契約します。

第 1 条(契約の目的)

事業者は、利用者に対し、介護保険法令その他関係法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、地域密着型通所介護又は介護予防通所相当サービスを提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第 2 条(契約期間)

1 この契約の契約期間は、 年 月 日から、利用者の要介護認定、要支援認定又は事業対象者としての利用に係る有効期間満了日までとします。

2 契約期間満了日までに、利用者又は事業者から契約終了の申出がない場合で、引き続き本サービスの利用が必要と認められるときは、認定等の更新に合わせて本契約を継続するものとします。

第 3 条(計画の作成)

1 事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、居宅サービス計画、介護予防サービス・支援計画又は介護予防ケアマネジメントに沿って、地域密着型通所介護計画又は介護予防通所相当サービス計画を作成します。

2 事業者は、作成した計画の内容を利用者及びその家族に説明し、同意を得たうえで本サービスを提供します。

3 事業者は、必要に応じて計画の実施状況を評価し、利用者又は家族、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等と連携しながら計画の見直しを行います。

第 4 条(サービスの内容)

- 1 利用者が提供を受ける本サービスの内容は、重要事項説明書に定めたとおりです。事業者は、重要事項説明書に定めた内容について、利用者及びその家族に説明します。
- 2 事業者は、地域密着型通所介護計画又は介護予防通所相当サービス計画に沿って、重要事項説明書に定めた内容のサービスを提供します。
- 3 利用者との合意により計画が変更され、事業者が提供するサービスの内容又は介護保険適用の範囲が変更となる場合は、利用者の了承を得て、必要に応じて新たな重要事項説明書又は変更内容を記載した書面を作成し、それをもって本サービスの内容とします。

第 5 条(サービス提供の記録)

- 1 事業者は、本サービスの実施ごとに、提供したサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録します。
- 2 事業者は、サービス提供記録を、その完結の日から 5 年間保存します。
- 3 利用者は、事業者の営業時間内に、その事業所において、当該利用者に関するサービス提供記録を閲覧できます。
- 4 利用者は、当該利用者に関するサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。この場合の複写に要する費用は、重要事項説明書に定めるとおり利用者の負担とします。

第 6 条(料金)

- 1 利用者は、サービスの対価として、重要事項説明書に定める利用料、加算、食費、その他日常生活費等をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 介護保険給付又は介護予防・日常生活支援総合事業の対象となるサービスについては、利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じた額を負担するものとします。
- 3 支給限度額を超えてサービスを利用した場合、又は介護保険給付等の対象外となるサービスを利用した場合は、その費用の全額を利用者が負担します。

4 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を記して、翌月 15 日までに利用者に送付します。

5 利用者は、当月料金の合計額を、翌月末日までに下記のいずれかの方法で支払います。

- (1) 事業者指定口座への振り込み
- (2) 利用者指定口座からの自動振替
- (3) 現金支払い

6 銀行振込により支払う場合の振込手数料は、利用者の負担とします。

7 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。

第 7 条(サービスの中止)

1 利用者は、事業者に対して、サービス提供日の前日の午後 5 時までに通知することにより、利用予定日のサービスを中止することができます。

2 利用者が、サービス提供日の前日の午後 5 時までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合、又は食事の準備後に利用中止の連絡があった場合は、事業者は利用者に対して、重要事項説明書に定める方法により、キャンセル料又は食費相当額の全部又は一部を請求することができます。

3 前項の料金は、第 6 条に定める他の料金の支払いと併せて請求します。

第 8 条(料金の変更)

1 介護報酬改定、鴻巣市介護予防・日常生活支援総合事業の単価改定、関係法令の改正その他やむを得ない事情により利用料が変更となる場合、事業者は利用者に対し、あらかじめ文書により説明します。

2 料金の変更がある場合、事業者は新たな料金に基づく重要事項説明書又は料金表を作成し、利用者又はその家族に説明します。

第 9 条(契約の終了)

1 利用者は、事業者に対して、1 週間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院その他やむを得ない事情がある場合は、予告期間が 1 週間以内の通知であっても、この契約を解約することができます。

2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1 か月前の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

3 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- (1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- (2) 事業者が守秘義務に反した場合
- (3) 事業者が利用者又はその家族等に対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合
- (4) 事業者が破産した場合

4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- (1) 利用者のサービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めて催告したにもかかわらず支払われない場合
- (2) 利用者又はその家族等が、事業者又はサービス従業者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為、暴力行為、暴言、威圧的言動、著しい迷惑行為、ハラスメント等を行った場合
- (3) 利用者の心身の状況、医療的管理の必要性その他の事情により、事業所における通常のサービス提供では安全な支援の継続が困難となった場合

5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- (1) 利用者が死亡した場合
- (2) 利用者が介護保険施設又は医療機関等に入所又は入院し、サービス利用の継続が困難となった場合
- (3) 利用者が本サービスの対象者でなくなった場合
- (4) 利用者が通常の事業実施地域外へ転居し、サービス提供の継続が困難となった場合
- (5) 事業所が廃止又は休止となった場合

第 10 条(秘密保持)

- 1 事業者及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議、地域ケア会議その他サービス提供に必要な会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- 3 事業者は、利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議、地域ケア会議その他サービス提供に必要な会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

第 11 条(賠償責任)

事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第 12 条(緊急時の対応)

事業者は、現に本サービスの提供を行っているときに、利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は歯科医師、家族、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等に連絡を取る等、必要な措置を講じます。

第 13 条(事故発生時の対応)

- 1 事業者は、サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、市町村等へ連絡し、必要な措置を講じます。
- 2 事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、原因を検証し、再発防止に努めます。

第 14 条(連携)

- 1 事業者は、本サービスの提供にあたり、介護支援専門員、地域包括支援センター、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 2 事業者は、この契約書の写しを、必要に応じて介護支援専門員又は地域包括支援センターに速やかに送付します。
- 3 事業者は、この契約の内容が変更された場合又は本契約が終了した場合は、その内容を記した書面の写しを、必要に応じて介護支援専門員又は地域包括支援センターに速やかに送付します。
- 4 第 9 条第 2 項又は第 4 項に基づいて解約通知をする際は、事前に介護支援専門員又は地域包括支援センターに連絡します。

第 15 条(虐待防止)

事業者は、利用者の人権擁護及び虐待防止のため、必要な体制の整備、指針の整備、委員会の開催、職員研修の実施、担当者の設置その他必要な措置を講じます。

第 16 条(身体拘束等の適正化)

- 1 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- 2 やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様、時間、その際の利用者の心身の状態、緊急やむを得ない理由を記録し、利用者又は家族に説明します。

第 17 条(感染症対策及び業務継続)

事業者は、感染症の発生及びまん延を防止するため、必要な措置を講じます。また、感染症又は非常災害の発生時においても、必要なサービスを継続し、又は早期に再開できるよう、業務継続に向けた体制を整備します。

第 18 条(非常災害対策)

事業者は、非常災害に備え、消防計画、避難訓練、災害時対応に必要な体制を整備します。非常災害が発生した場合は、利用者の安全確保を最優先に、必要な避難、連絡、救護等の対応を行います。

第 19 条(苦情対応)

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、本サービスに関する利用者又は家族の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

第 20 条(本契約に定めのない事項)

- 1 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他関係法令の定めるところを遵守し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

第 21 条(裁判管轄)

この契約に関して、やむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることにあらかじめ合意します。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者、事業者が署名又は記名押印のうえ、1 通ずつ保有するものとします。

契約締結日 年 月 日

事業者

〈事業者名〉社会福祉法人元気村

〈住所〉〒365-0039 埼玉県鴻巣市東一丁目 1 番 25 号 フラワービル 4 階

〈代表者名〉理事長 神成 裕介 印

〈事業所名〉このす共生の家デイサービス

〈事業所所在地〉 〒365-0054 埼玉県鴻巣市大間 4 丁目 29 番 7 号

利用者

〈住所〉

〈氏名〉 印

代理人

〈住所〉

〈氏名〉 印

〈続柄〉